

陳情第1号

核兵器禁止条約への署名・批准に関する意見書の提出について

令和元年5月13日受理

私たちは、74年前、広島・長崎で原爆被害に遭った秋田県内で生活している被爆者です。日ごろより私たちの援護につきまして、多大な御配慮を賜っており、心からお礼申し上げます。

人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、みずからの命を削る思いで被爆体験を語り、核兵器による犠牲が二度と生まれぬことを強く願ってきました。地球から核兵器をなくすことは、私たちの悲願です。

2017年7月7日、国連は122カ国の賛成多数で核兵器禁止条約を採択しました。本条約は第1条で、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移譲、使用及び使用の威嚇などを全面的に禁止しています。続いて10月6日、ICAN（2007年以来核兵器廃絶を世界に訴えてきた団体）のノーベル賞受賞が発表されました。私たち県内の被爆者は条約に賛成する各国の署名・批准が始まったこととあわせてICANのノーベル平和賞受賞を心から歓迎します。

しかし、広島・長崎での被爆者は、唯一の戦争被爆国である日本政府がこの条約に反対していることに恥ずかしく、悲しく、怒りさえ覚えています。そして、残念に思っています。核兵器を禁止することは世界の趨勢、多数の国の共通認識になっており、現に秋田県内25市町村のうち22市町村議会で本陳情が採択されていることから明らかです。

つきましては、非核平和都市であり非核三原則の法制化を求める陳情を採択している貴市議会におかれましても、日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情します。

陳情第2号

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

令和元年5月27日受理

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初め、公的サービスを担う人材に限られる中で、新たな住民ニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針2018）では、地方の一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされており、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7,072億円（前年度比約1.0%増）となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分は保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このことから、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出し、くださるよう陳情いたします。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う財源確保を確実に図ること。
- 3 地方交付税算定におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・

事業規模の差異、各地方自治体における検討経過や民間企業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

- 4 まち・ひと・しごと創生事業費 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方の関係団体と協議を進め、林業需要の高い地方自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。また、同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないよう対応すること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握及び対策を講じること。
- 9 依然として 4 兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 10 地方自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

陳情第3号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について

令和元年5月31日受理

防衛省は、適地調査の結果として新屋演習場が適地であることを伝達しました。詳細は同省発表の説明資料やマスコミ報道のとおりですが、配備することを前提としてまとめられており、地元住民や県民が承服できるような内容ではありません。

レーダーはまだ開発途上であり、最大出力も機密とされている中、なぜ市民生活や人体に電磁波の影響はないなどと断言できるのでしょうか。また、住宅地との間に700メートルの緩衝地帯を設置することも提示されましたが、なぜ700メートルなのか、科学的根拠は示されていません。昨年、秋田県議会議員視察団は、ルーマニアのミサイル基地から最短の集落までは、その距離が4.5キロメートルと報告しましたが、秋田市の場合との距離の違いに驚いたところであり、これでは、狭隘な地理的制約から恣意的に導き出した距離ではないかと疑われても当然でしょう。そのほか、警備対策の強化、県有地の買収や県道のつけかえなど、事細かに述べられていますが、こうした対策自体が新屋演習場の不適地ぶりを雄弁に物語っています。

防衛省がどんなに安全を力説しても、地元住民や当団体の不安は消えません。それは、そもそも迎撃ミサイル基地とは、戦争勃発に備えて設置されるものであり、したがって有事の際には真っ先に標的にされるのではないかという不安です。同省がこだわる「適地」とは、紛争相手からは、最優先に破壊すべき「敵地」でしかないのです。

したがって、このような危険な軍事施設を秋田市の中枢区域にもほど近く、学校施設をも抱える住宅密集地に設置することは許されません。

ミサイル攻撃の危険や迎撃ミサイル基地の弊害から住民・市民を守る最良の方策。それは、科学的・客観的根拠に乏しい安全対策を考案することではなく、配備計画そのものを白紙に戻すことです。

つきましては、戦争体験者も加入している当団体として、秋田市議会に対し、下記事項について陳情します。

記

- 1 秋田市議会として陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関して決議すること。

陳情第4号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 陸上自衛隊新屋演習場への配備反対に関する決議について

令和元年5月31日受理

日本国憲法下でありながら、国民の代表である国会議員が戦争に訴えて北方領土を取り返そうと口にする時代になってしまいました。こうした発言の背景に、憲法と平和主義を軽んずる思考の強まりがあるのではないかと危惧する者の一人です。

イージス・アショアの配備についても、その背景に同様の思考がうかがえます。さきの大戦の教訓と反省から、平和外交に徹し、戦争を準備したり加担したりすることのないよう努めることが、政府と国民の責務と考えます。

そもそも、人口減少に歯どめをかけるため、Aターンや移住者の確保、企業誘致と雇用の拡大に注力している本市・本県に、有事を前提にしたイージス・アショアを配備するなど論外です。

国が適地とする陸上自衛隊新屋演習場は、面積わずか1平方キロメートルで、住宅密集地が隣接しています。3キロメートル圏内には本市の行政中枢機関がひしめいています。ルーマニアの場合、周囲は広大な原野で、最も近い村まで4キロメートルもの距離があるとされており、この事例一つをとっても、新屋演習場は適地ではありません。有事ともなれば国民の財産・生命を守るどころか大惨事を招く恐れがあります。

防衛省から知事及び市長に対し、新屋演習場が適地とする説明がなされた今、秋田市議会におかれましては、イージス・アショアの配備を受け入れてはならないとする民意をくみ取り、配備反対の意思表示をしていただけるよう強く要請します。

つきましては、秋田市議会として、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の陸上自衛隊新屋演習場への配備反対に関する決議をしてくださるよう陳情します。

陳情第5号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 陸上自衛隊新屋演習場への配備は認められないことに関する決議について

令和元年5月31日受理

5月27日に防衛省は秋田市長と秋田県知事に現地調査の結果を伝達し、陸上自衛隊新屋演習場が適地だと説明しました。しかし、説明内容に納得する市民は少ないのではないのでしょうか。

防衛省の説明では、700メートルの緩衝地帯を設ける、県有地を買収する、県道を変更するなどして、電磁波から安全を確保するとしています。レーダー装置は開発中であり、最大出力も公表されていない中、なぜ、安全だと言えるのでしょうか。また、「700メートル」提案には驚きます。ルーマニアでは、ミサイル施設のあるデヴェセル軍基地から最も近い集落までは4.5キロメートルあり、ハワイ・カウアイ島ではデッキハウスから民家までは3マイル程度、約5キロメートルあり（県議会の視察報告より）、敷地の狭い新屋演習場に無理に配備することを正当化するために考案した700メートルと考えるしかありません。

ほかにも風車の移転、警備部隊の配置、広域監視装置など、さまざまな方針を打ち出していますが、裏を返せば、住宅密集地に隣接し市役所・県庁も3キロメートル圏内という新屋演習場は、迎撃ミサイル基地の配備には適していないことのあらわれです。それでも、国は議会や市長が明確な反対意思を示さない限り、今後もさまざまな条件を持ち出して配備への理解を取りつけようとするでしょう。

そろそろ、秋田市議会におけるイージス・アショア配備の是非に決着をつけ、議会の議論は少子高齢化、子供の貧困等、ほかの喫緊の課題に力を注ぐべきときではないかと考えます。

つきましては、今6月定例会で、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を陸上自衛隊新屋演習場に配備することは認められないとする決議をしてくださるよう陳情いたします。

陳情第6号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 陸上自衛隊新屋演習場への配備計画反対に関する決議について

令和元年6月3日受理

防衛省は、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の配備について、秋田市新屋勝平地区の陸上自衛隊新屋演習場を候補地として適地調査を実施し、5月27日に同演習場が適地であるとの結論を秋田県知事及び秋田市長に対し伝達しました。

その根拠として、同演習場の地質や電磁波による周辺環境への影響に問題がないためとしています。しかし、現在開発製造中とされるレーダーについては、電磁波の強度などその性能の細部については明らかにされておらず、防衛省側が問題なしと説明しても、地元住民は検証のしようがありません。何よりも問題なのは、住宅密集地に隣接してミサイル基地を配備することと、地元住民が配備に反対の意思を示している事実を全く考慮せずに適地と判断したことです。テロや攻撃の標的になりかねない最前線のミサイル基地と、未来永劫、隣り合わせで生活しなければならない住民の不安やストレス、そして地元の理解を得られていない現状を考えるならば、到底適地とはなり得ないはずです。

今定例会は、このたびの統一地方選挙を勝ち抜き当選した市議会議員各位におかれましては初めての議会であり、選挙前に掲げた公約を実行する機会となります。特に、イージス・アショアの配備に関しては、選挙前に秋田魁新報社がアンケート調査を実施し、反対16人、どちらかといえば反対8人、賛成1人、どちらかといえば賛成5人、その他6人との結果を報じており、反対の回答をされた議員各位においては、この内容を実行していただきたいと思います。

つきましては、地元住民が強く反対している現状も踏まえ、秋田市議会として、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画反対に関する決議をしてくださるよう陳情いたします。

陳情第7号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 新屋勝平地区への配備反対に関する決議について

令和元年6月3日受理

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の新屋勝平地区への配備について、防衛省は5月27日に適地調査結果の説明を秋田県知事と秋田市長等に対して行いました。公表された説明資料によれば、緩衝地帯の700メートルは明確な根拠はなく、また、その距離を確保するために県道のつけかえや県有地の取得まで織り込まれ、どのように考えても、市民が納得いくものになっていません。

防衛省の説明には、①なぜ新屋配備なのかということ、②緩衝地帯を確保し、その距離を700メートルとしたこと、③警備体制の増員のため第21普通科連隊を活用すること及び④県道のつけかえ、県有地の取得や風車の移設等、これまで行われてきた住民説明会では一言も発言せず、におわせもしなかった事柄が多く出てきています。この新屋ありきの防衛省の姿勢は、候補地である新屋勝平地区の近隣住民だけではなく、多くの県民や市民を不安に陥れており、怒りが込み上げてきています。緩衝地帯の確保距離の700メートルについて、原田防衛副大臣は知事の要請にこたえた旨の発言をしており、根拠もない、まさに県知事への忖度であると言えます。さらに、レーダー波については、防護壁の設置により電磁波の影響を小さくするとしています。電磁波を遮へいするにはビル並みの高さの構築物が必要となります。それを演習場周囲に張りめぐらすことは考えられません。とても市民の生命第一の発想ではありません。市民の生命と安心・安全を守ることは地方公共団体の責務です。

また、防衛省の説明では、県道をさらに西側につけかえることや、西側の県有地の取得、風車の移設を打ち出しています。県有地の財産処分は県議会の議決案件ですが、県有地も風車の施設も県民・市民の財産です。この財産を国が奪い取ることは、まさに沖縄での米国による「銃剣とブルドーザー」による土地の強奪をほうふつとさせるものです。危険きわまりないイージス・アショアの配備は、周辺地価の下落を招きつつあります。安全な場所への移転を考えている住民も出てきており、人口の流出に拍車がかかり、人口減少対策と矛盾するものになっています。

県有地となっている林は、栗田定之丞が江戸後期に村人たちと協力し、幾多の困難を克服しながら育て上げてきた砂防林です。この砂防林は地区の歴史に深く結びついており、住民の誇りとなっています。今回の配備により財産も誇りも危険にさらされています。これはほんの一例に過ぎず、このほかにも、イージス・アショアと市民との共存に関する矛盾が多々あります。

日本国憲法は第8章地方自治の第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する

事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とし、国と地方公共団体を対等な関係として位置づけています。また、地方自治法第1条の2第1項で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とし、住民の生命と健康を守り、生涯にわたる発達の保障、働く場の保障と地域経済の確立、自然環境などの保全と継承などを進めることを規定しています。平成11年の地方自治法改正では、国と地方公共団体が対等・協力の関係にあるとされています。

つきましては、市民の生命と安全、財産を守るという地方公共団体本来の責任の観点から、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の新屋勝平地区への配備反対の決議をしてくださるよう陳情します。

陳情第8号

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の 配備反対に関する決議について

令和元年6月3日受理

防衛省は陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の配備について、秋田市新屋勝平地区の陸上自衛隊新屋演習場を候補地として、地元住民の不安をよそに適地調査を進めてきましたが、5月27日、同演習場は適地であるとの結論を秋田市長及び秋田県知事に対して伝達しました。防衛省は、演習場の地質や電磁波による周辺環境への影響に問題がないとし、住宅地との間に700メートルの緩衝地帯を置くなどの対策について説明を行いましたが、その根拠は極めてあいまいで納得できるものとは言えません。現在、開発製造中とされるレーダーについては、電磁波の強度など、その性能の細部について明らかにされておらず、防衛省側が問題なしと説明しても地元住民としては検証のしようがありません。何よりも問題なのは、住宅密集地に隣接してミサイル基地を配備すること自体の問題や地元住民が配備に反対の意思を示しているという事実などが、適地の判断に当たって全く考慮されていないことです。テロや攻撃の標的になりかねないミサイル基地と数十年にわたり隣り合わせで生活しなければならない住民の不安やストレス、そして、地元の理解が得られていない現状などを考えれば、到底適地とはなり得ないはずです。

防衛省が陸上自衛隊新屋演習場を配備候補地と公表してから1年になりますが、適地調査の実施、イージス・アショアの購入契約締結、そして、今回の適地の判断と、既成事実が積み重ねられている現状を目の当たりにして、当初から「新屋配備ありき」で進められてきているのではないかとの疑念がぬぐいきれません。地元自治体としての判断を先延ばししている間に、後戻りできない状況に追い込まれてしまうことだけは絶対に避けなければならないと考えます。

つきましては、地元住民が強く反対している現状も踏まえて、秋田市議会として、新屋勝平地区への陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の配備反対に関する決議をしてくださるよう陳情いたします。